

○筑紫女学園大学の公的研究費に係る間接経費取扱内規

平成20年4月1日

規程第2号

最近改正 平成30年5月31日

(趣旨)

第1条 この内規は、筑紫女学園大学（以下「本学」という。）における、科学研究補助金など公的機関が配分する競争的研究資金（以下「公的研究費」という。）から配分される「間接経費」の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において間接経費とは、公的研究費を獲得した本学研究代表者の当該研究の実施に伴い、本学の管理等に必要な経費として、使用する経費いう。

(使途範囲)

第3条 本学における間接経費の使途は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善に資するための経費
- (2) 本学の機能向上を図るもののほか、設備充実に資するための経費
- (3) 当該研究の管理事務に係る経費（備品・消耗品、購読料、通信費、水光熱費など。）
- (4) 公的研究費関連の説明会・研修会等に参加するための参加費・旅費交通費
- (5) その他、当該研究に関連して間接的に必要な経費

(配分方針及び配分比率等)

第4条 公的研究費に係る間接経費は、当該経費を獲得した研究者及び本学事務局に配分するものとする。

2 配分方針及び配分比率等の具体的事項は、別に定める。

(事務手続等)

第5条 本学の研究代表者は、公的研究費の間接経費の交付を受けた場合は、速やかに本学に譲渡しなければならない。

2 譲渡された間接経費は、預金利息を含め本学園会計に入金するものとする。

3 間接経費の執行及び事務管理は、大学総務部が行う。

4 大学総務部は、毎年度末に当該年度の間接経費について所定の様式により実績報告書を作成し、関係省庁へ報告しなければならない。

(所属機関変更に係る手続き)

第6条 本学は、交付対象となった研究代表者が年度途中で本学以外の研究機関等に異動し

た場合は、原則として、直接経費の残額の30%相当額を、異動先の研究機関に直接送金するものとする。なお、間接経費を受け入れない研究機関へ異動した場合、あるいは、当該研究課題の研究を廃止した場合は、直接経費の残額の30%相当額を公的機関へ返還するものとする。

(事務)

第7条 この内規に関する事務は、大学総務部が担当する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、大学執行部会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年8月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年10月8日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年6月1日から施行する。